

明石市生活困窮者就労準備支援業務委託及び 明石市被保護者就労準備支援等業務委託実施にかかる 事業費の按分に関する記載要領

みだしの件については、下記のとおり取り扱うこととします。

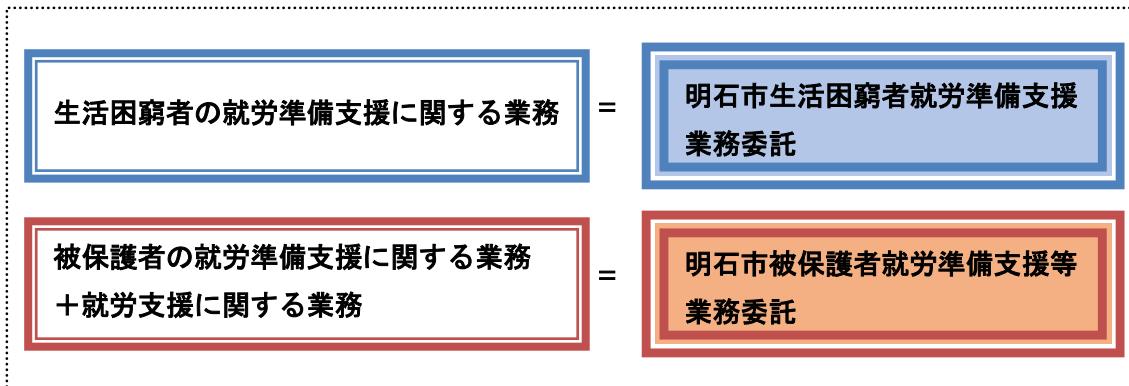
1. 基本的な考え方

本業務（「明石市生活困窮者就労準備支援業務」と「明石市被保護者就労準備支援等業務」）は、大きく分けて「就労準備に関する業務」と「就労支援に関する業務」に分けることができる。

事業費の多くは「就労準備に関する業務」に該当するため、下記の2. 按分方法に示す按分率で生活困窮者就労準備支援業務と被保護者就労準備支援等業務に適切に分けて計上する。

なお、サテライト事業所設置及び維持にかかる費用については、就労準備に関する業務として計上するものとする。

ただし、下記の2. 按分方法（3）及び（4）に記載された経費については、各項目に記載された方法にて計上すること。



2. 按分方法

（1）固定経費については、下記の割合で按分を行うこと（下記の割合は変動しない）。

※提案仕様書4 業務の詳細ー（1）人員配置、（2）サテライト事業所の設置等

明石市生活困窮者就労準備支援業務委託・・・1／3

明石市被保護者就労準備支援等業務委託・・・2／3

例) 就労準備支援担当者、公認心理師等の福祉専門職の人事費、サテライト事務所借上げ料、光熱水費、インターネット通信費、固定電話代、携帯電話代、パソコン等リース代 等

※上記明石市被保護者就労準備支援等業務委託において、被保護者の就労準備支援に関する業務と就労支援に関する業務の固定経費を按分する必要が生じた場合には公募

型プロポーザル参加者において按分率を設定の上、適切に按分を行うこと。

(2) その他の経費については、下記の割合で按分を行うこと（下記の割合は変動しない）。

明石市生活困窮者就労準備支援業務委託・・・1／3

明石市被保護者就労準備支援等業務委託・・・2／3

例) 就労体験にかかる傷害・賠償責任保険料、パンフレット制作費、プリンタのインク代、コピー用紙代、消耗品等

※上記明石市被保護者就労準備支援等業務委託において、被保護者の就労準備支援に関する業務と就労支援に関する業務の他の経費を按分する必要が生じた場合には公募型プロポーザル参加者において按分率を設定の上、適切に按分を行うこと。

(3) 研修参加にかかる費用

※提案仕様書4 業務の詳細ー（7）研修等への参加

全額を「明石市生活困窮者就労準備支援業務委託」に計上すること。

(4) 就労支援に関する業務

※提案仕様書4 業務の詳細ー（1）人員配置（求人開拓員）、（6）就労支援に関する業務

全額を「明石市被保護者就労準備支援等業務委託」に計上すること。

例) 求人開拓員の人件費、交通費、携帯代（求人開拓員が一人で使用する場合）、パソコンリース代（求人開拓員が専用で使用する場合）等

3. 按分の際の端数処理の方法

(1) 「就労準備に関する業務」の事業費を算出する。

(2) 先に明石市生活困窮者就労準備支援業務の事業費を算出する。対象経費の積算内訳ごとに按分を行う。按分した際に生じた1円未満の端数は、切り捨てる。

(3) 対象経費の積算内訳から上記（2）で算出した額を差し引き、その額を明石市被保護者就労準備支援等業務の対象経費の積算内訳とする。

(4) 対象経費の積算内訳ごとに上記（2）と（3）の作業を繰り返し、「就労準備に関する業務」の費用を算出する。

(5) 「研修」の旅費と「就労支援に関する業務」の事業費を算出する。

(6) 研修の旅費は、全額を明石市生活困窮者就労準備支援業務の事業費に加え、就労支援に関する業務の事業費は、全額を明石市被保護者就労準備支援等業務の事業費に加える。

※注意事項・・・参考見積書及び参考業務費内訳書については、税抜きで記載する必要があるため、すべて税抜きの額で算出すること。